



平成16・4・21名古屋地裁民事第8部判決、平成15年(ワ)第1641 号不当利得返還請求事件、請求認容【控訴】、本誌1192号11頁

早稲田大学助教授 柴崎 暁

事実

平成15年1月6日、訴外A株式会社(その目的は判文上不詳)は、廃業の貼紙をし、同月6日および7日に相次いで手形小切手を不渡とし、同月10日に取引停止処分を受けている。

平成15年1月10日、共同店舗総合施設の管理を業とする株式会社である原告Xは、〇銀行S支店(仕向銀行)を通じて、被告Y銀行を被仕向銀行とし、訴外A会社を受取人、金額66万8780円、Y銀行のT支店に開設されていた訴外A会社名義の当座預金口座を受入口座とする振込みを依頼した(以下、「本件振込み」という)が、この振込依頼は、訴外K株式会社を受取人として行われるべきであった(なお、その原因関係の如何は判文からは不明)ところ、錯誤によって訴外A会社を受取人としてしまったものである。

本件振込依頼の意思表示は、O銀行からY銀行の電信被向センターを経由してY銀行のT支店に振込通知として伝達され、同日午前11時42分右当座勘定元帳への入金記帳が実行されている。その後(同日午後1時11分)、Y銀行は、訴外A会社の取引停止処分を理由として、本件口座を強制解約(当座勘定規定ひな型第23条第3項参照)し、その時点での預金残高については、別段預金に振替を行っている。

本件振込みの同日、X会社は、本件振込みの受取人に関する錯誤に気付き、Y銀行に連絡したところ、仕向銀行であるO銀行に組戻しを依頼すればよいとの回答を得たのでO銀行に組戻しを依頼し、午後3時05分、O銀行からY銀行

に組戻依頼があったが、本件口座がすでに強制 解約済であったため、組戻しはできないとの回 答をした。

X会社は、同月15日到達の内容証明郵便で、本件振込みは誤振込であるから、Y銀行に対して(金員を)返還せよとの請求をしたが、返還がないので、同年5月25日本訴を提起した。

Y銀行は訴外A会社に対して、平成16年1月23日到達の書面で、Y銀行が訴外A会社に対して有する証書貸付残元金債権3320万円を自働債権、本件口座を解約した平成15年1月10日現在の預金残高150万7548円(本件振込みにより成立した当座預金債権相当部分を含む)を受働債権として対当額において相殺する旨を通知した。

X会社は、Y銀行に対して「Y銀行は不当な利得を得ているものであるから、不当利得に準ずるものとして、不当利得返還制度の趣旨を類推適用し」不当利得の返還を請求するというものである。

判旨

請求認容。

①「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込があったときは、両者の間に振込の原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立することは、Y銀行指摘の最高裁判決のとおりであり、この理は当座預金口座に振込があった場合においても同様であると解するのが相当である。」

②「……なお、X会社は、Y銀行は本件振込がX会社の誤振込であることを知りながら本件

口座に入金記帳した旨主張し(でいる)が、Y銀行が仕向銀行から組戻し依頼の連絡を受けたのは平成15年1月10日午後3時05分であることに照らすと、X会社の前記主張を採用することは困難である。」

- ③「……本件振込金が本件口座に入金記帳された時点で訴外A会社のY銀行に対する預金債権が成立している(。その)時点で、……X会社は訴外A会社に対して本件振込金相当額の不当利得返還請求権を取得することとなる。」
- ④ (ところで、)「組戻しは入金記帳完了後も、受取人の承諾があれば組戻しの依頼に応じているのが銀行実務での取扱いであるとされている。|
- ⑤「訴外A会社はX会社及びY銀行宛に、平成15年6月26日付けで、訴外A会社は本件振込金について何等の権利はなく、これをX会社に返還されても何等の異議も述べない旨の確認書(甲4)を作成している。そうすると、Y銀行がX会社の依頼に基づき、本件口座に入金された本件振込金相当額について組戻しに応じることに受取人との関係で支障はないというべきである。」
- ⑥「Y銀行は、本件口座を強制解約し、別段預金に振り替えたため、X会社の組戻しの依頼に応じることはできなかった旨主張し(ているが)、この別段預金は当座勘定解約残金であるから、Y銀行が訴外A会社の預金残高について相殺処理を予定していたとしても、Y銀行は本来正当な権利者に対する支払債務を負うべき性質の預金であり、単に銀行の勘定処理のためにあるものではない。」
- ⑦「以上によると、本件口座への入金記帳完 了後といえども、Y銀行において仕向銀行を通 じて受けたX会社の組戻し依頼に応じることに 支障はなかったものというべきである。」
- ⑧「Y銀行においては、……本件振込が誤振込であり、本件口座及び別段預金中の本件振込を相当額については訴外A会社の預金であるとしても、X会社に返還されるべき不当利得金であることを認識できたものであり、かつX会社の組戻し依頼に応じることに支障のないものであることも前記のとおりである。そうすると、Y銀行による前記相殺は、正義、公平の観念に照らして、本件振込金相当額の限度で無効であるというべきである。」
- ⑨「よって、Y銀行の前記相殺による本件振込金相当額の利得は法律上の原因を欠くことになる。そして、X会社が本件振込金相当額の損失を生じていることは明らかであり、Y銀行の利得とX会社の損失との間の因果関係の存在も肯認することができる。」

(編集注・判旨の段落を示す丸中数字は引用者

による)

研究

判旨反対。

- 1 判旨の結論部分である⑧と⑨とは両立しない矛盾した命題になっており、いずれが判断の本体であるのかが不明瞭である。相殺の無効をいうならば、自働債権の満足による消滅という Y銀行の利得はそもそも生じていない。相殺が無効であれば、預金債権は残存しているから、 X会社は訴外A会社に対する不当利得返還請求債権に基づく債務名義を取得したうえで、別段預金を被執行債権として差押命令・転付命令を得ることができる(注1)。
- 2 Y銀行が不当に利得したというのであれば、相殺は有効であったというべきである。今度は、自働債権の満足による消滅という利得は、X会社におけるいかなる「損失」との間に因果関係があるのであろうか。X会社の不当利得返還請求の相手方はあくまで訴外A会社の口座への入金記帳がなされる形で指図が実行された不当に利得している。Y銀行による相殺によってX会社の損失が発生したわけではない。
- たしかに、最一判昭和49・9・26民集28巻 6号1243頁、本誌430号2頁は、利得者側の悪意 を条件に、「社会通念上相当の因果関係」があ れば、金銭が預金等に形式を変じてもなおその 追跡ができるとの判示をしている。その理論上 の可能性をかりに認めたとしても、同事案にお ける利得者である国は、その中間者に対して、 横領金返還請求権を有しており、その弁済のた めに金銭の払込みが行われているのであったな らば、そこに法律上の原因を欠く利得が存在し ないものというべきであったであろう (注2)。本 件ではたしかにY銀行は悪意であるかもしれない が、貸金債権の弁済のために(solvendi causa)、 相殺による預金債務の消滅という効果を享受す るのであって、そこに法律上の原因が存するこ とになり、不当利得の一般的成立要件は欠けて いると解するべきであろう。したがって、問題 の解決は不当利得法理にではなく、相殺濫用法 理に委ねるべきであろうと思われるが、後述 (15以下) のように、相殺の効力を否定するこ とも、本件では難しいようである。ところで、 判旨は、この振込みが誤振込であること、依頼 人が組戻しを請求したのに断られたこと、等の 事実を重視しているようにも思われるので、ま ず、これらの事実がいかなる意味を持つのかを 考察することにしたい。
- 4 まず、振込みの原因となる法律関係が存在しない場合にも預金が成立することは、最二判

平成8・4・26本誌995号3頁の示したところであり、これについては争いのない所であろう(判旨①)。この場合の不当利得は、依頼人と受取人との対価関係ないし原因関係において解決すべき事柄である(注3)。

5 (振込の錯誤無効) ところで、ここで注意 すべきは「振込の原因となる法律関係が存在す るか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に 振込金額相当の預金債権が成立する」ことと、 錯誤による振込依頼が無効でないこととは同一 ではないことである(注4)。法律行為の要素 の錯誤に該当するか否かは、振込依頼の意思表 示の構成要素如何である。現在の全銀システム を前提にする振込取引においては、振込依頼の 内容は、①依頼人名、②受取人名、③被仕向銀 行名店舗名、④預金種別、⑤口座番号、⑥金 額、⑦振込日付、⑧仕向銀行名店舗名、であっ て、資金提供の方法等はもっぱら依頼人・仕向 銀行間の(準)委任契約の内容でしかなく、① ~⑧の内容が仕向銀行から被仕向銀行に伝達さ れる「振込通知」の内容となる。現行の全銀シ ステム上の振込通知は、原因関係を構成要素と していないのであって、①ないし⑧以外の要素 についてその錯誤を問題とすることは原則的に 不可能であると解される。おそらく、「誤振 込」と呼ばれている事例の多くは、受取人の同 一性、したがって②~⑤についても生じる錯誤 であろう。一般には、表意者に重過失がある場 面に該当するのではなかろうか(注5)。

6 全銀システムが振込みの原因関係を表示し これを伝達するメカニズムを持っていたなら ば、もしかすると振込みの原因関係は要素で あって、その錯誤も問題となったかもしれな い。しかし、銀行が、そのような記載のない振 込取引を受任することの意思を有するがゆえ に、依頼人も受取人もそのようなものとしての 振込システムを利用する意思を有するがゆえ に、振込みの原因関係は要素に含まれない。こ れに対して、上記のように表示されている事項 (本件であれば受取人の同一性) について錯誤が あれば、それは一般の法律行為と同様に、錯誤 の主張を認めることに問題はない。資金移動制 度という、高度に効力を安定させることを要求 する取引であるとの事情があったとしても、そ のような要請の保護は、これらの錯誤が表意者 の重過失ある場合と解されれば十分であろう。 錯誤無効の可能性が認められるかどうか は、「見解」の相違でも「アプローチ」の相違 でもなく、事実関係の相違による。錯誤の主張 が認められなかったとすれば、それは、当該事 例における錯誤が、要素の錯誤に該当しなかっ たからか、あるいは、表意者に重過失があった 事例であった、あるいは、錯誤の主張と矛盾す

るような表意者の行為(債務承認など)が存在 した事例であったからである。

なお、錯誤があったわけではないが、仕向銀行による情報提供義務違反のために導かれた振込みでも、有効である。しかし、破綻した被仕向銀行が入金記帳をしたとしても、受取人において経済上満足が得られる蓋然性は低いのであるから、被仕向銀行の倒産を予期しながら振込委託を受託し、そのおり説明・助言を一切しなかった仕向銀行には、依頼人に対する関係で損害賠償責任を観念することができていいように思われる。

8 (錯誤に関する Y の認識) 被仕向銀行が 「誤振込であることを知りながら口座に入金記 帳した」場合には預金は不成立となるか。判旨 は、本件の事実関係のもとでは、 Y が誤振込で あることを知りながら口座に入金記帳したこと は認められないとするが (判旨②)、もし、この ような事実があるときには、違った効果が生じ るのであろうか。

振込取引を一つの指図と捉える限り、この 取引に対する指図人・被指図人・指図受取人で ある依頼人・被仕向銀行・受取人の意思表示は その必須の構成要素である(注6)。仕向銀行 は依頼人の意思表示を伝達する使者であり、受 取人の同意は預金契約中の「この預金口座に は、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証 その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下 「証券類」という。)を受入れます。為替による 振込金も受入れます」(普通預金規定ひな型第2 条第1項)、「当行の他の本支店または他の金融 機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合に は、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえで なければ、支払資金としません」(当座勘定規定 ひな型第4条により準用される第3条第1項)(注 7) といった文言に同意を与えたことによっ て、指図への同意が予め付与されているものと 解釈すれば、具体的に問題となるのは依頼人の 振込依頼の意思表示と被仕向銀行による入金記 帳の意思表示である(注8)。

ところで、一般に意思表示の相手方において、表意者の意思表示が錯誤によるものであるとの認識可能性 (知りまたは知り得べきであったと)が存することをもって錯誤無効の要件をする(注9)との見解が有力である。これであることの記識可に当てはめれば、被仕向銀行において、能性(知りまたは知り得べきであったこと)が存むることの表示が誤振込であるとの認識可にな知り得べきであったこと)が所外Aを性ることをもって錯誤無効の要件とすが訴外Aを社のといる。本件の場合、Y銀行が訴外Aを特にはY銀行としては振込通知に記載のであったとみるべき認定はな通知に記載のであったとみるできる。本件の場合としては振込通知に記載のであったとみるできる。本件の段記であったとみるできる。本件の段記であったとみるできる。本代の段記であるできる。本代の場合にはY銀行としては振込通知に記載

されたとおりの入金を実行する他になすすべはなかったことがひとまず推定されるのではなかろうか。支払停止の状態にある取引先を救済するべく依頼されて資金を供給して倒産を回避する行為などが存在しないわけではない。 Y 銀行が訴外 A 会社の営業所閉鎖を知っていたことは確かであるが、訴外 A 会社が振込依頼の「意思表示にいたる過程もしくは意思表示そのももによって、気づかずに事実と一致しない認表示には判断をなし、これに基づいて意思表示をは判断をなし、これに基づいて意思表示を行った」(注10)ことまでをも Y 銀行において認識し得るわけではない。

10 前項の見解と異なり、被仕向銀行による 入金記帳を預金債権成立の要件ではなく、被仕 向銀行は、振込通知の到達と同時に為替金(仕 向銀行に対する金銭債権。銀行間決済制度による 決済後は日銀支店内に開設された被仕向銀行の当 座勘定預金)を取得し、これによって受取人に おける預金債権が成立するものと解し、入金記 帳は資金解放の条件であるにすぎないと説く立 場がある(注11)。被仕向銀行による何らの意 思表示もない段階で、原因関係の瑕疵から隔離 された預金債権が発生することになるという点 で賛同できないが、たまたま被仕向銀行が入金 記帳を速やかに行ったか遅滞したかのために、 被仕向銀行の無資力危険が依頼人に属したり受 取人に属したりするのは不当だとする主張には 一応の説得力があるといえよう。ところで、金 銭債務の本旨履行とは、債権者において、処分 可能な財産権を取得した時点であり、振込みに おける被仕向銀行の無資力危険の移転のごとき 問題も、この本旨履行があったかどうかに委ね るべきであろう。成立していても払戻しを請求 できない段階にある債権を取得したことは、は たして処分可能な財産権を取得した状況である といえるであろうか。やはり、入金記帳の段階 で預金が成立し、被仕向銀行においてはこれに よって事務処理費用償還請求権が発生するもの と解するべきではなかろうか。

11 振込みの錯誤無効が認められると、「有効な指図が欠ける場合」として、預金は不成立となり、実行された指図によって発生する不当となり、実行された指図によって発生する不当のによって発生するで、当年図により、東京地判平成5・3・5本誌939号35頁は、先日付振込依頼の撤回されたにもかった。 「は、先日付振込依頼の撤回されたにもかったので、任向銀行から受取人に対する不当利得が認めたける場合」と解する限り、被ら指図受取人に対する不当利得が認めら指図受取人に対する不当利得が認められるがら指図受取人に対する不当利得が認められるである(注13)。ところで、振込取引におけるである行とは、指図における被指図のであろうか。私見では振込みにおける被指図のであろうか。私見では振込みにおける被指図のであろうか。私見では振込みにおける被指図 人は被仕向銀行であるから、被仕向銀行が入金 記帳の無効を前提として受取人から回収すべき であり、仕向銀行は受取人の無資力危険に煩わ されることなく日銀ネット上の銀行間交互計算 において対被仕向銀行分の資金移動を原状回復 させる地位を有することになる。なお付言すれ ば、この事例では、振込依頼人と受取人との関 係は、化粧品販売会社と専売代理店であり、振 込金の原因関係は右専売代理店契約に基づく報 奨金の支払いであったが、受取人が売上の払渡 を拒むなどしたためこれを解除したともうかが わせる認定がなされており、そうだとすれば、 二重に原因関係が欠缺する事例としても扱うこ とができよう(注14)。なお、資金関係上は、 無効の指図であれば、委任事務は存在しなかっ たことになり、依頼人は仕向銀行から委任事務 処理費用として前渡しされた振込金の返還を求 めることができる。

いずれにせよ、本件では、錯誤無効の主張は 容れられないので、二重欠缺などに関する議論 とは無関係である。

12 (組戻しについて) 「入金記帳完了後も、受取人の承諾があれば組戻しの依頼に応じ」ることが実務上認められているが、組戻しは多数当事者間契約の合意解除と解することができる。被仕向銀行の不同意のままで原状回復はできない。「組戻し依頼に応じることに支障はなかった」(判旨⑦)とは、「組戻し依頼に応じる義務が生じた」ことを意味しない。

13 「組戻し」と一括して呼ばれている取引 行為には、私法学的にその性質が異なる二種の 場面が考えられるであろう。すなわち、(1)入金 記帳前の組戻しと(2)入金記帳後の組戻しである (注15)。(1)の場合には、指図は未完成のまま中 止され、振込依頼人と仕向銀行との間の、仕向 銀行と被仕向銀行との間の(準)委任の撤回が 行われるにとどまる。(2)の場合には、指図はす でに成立し、効力を生じているが、これを合意 解除しようというものである。したがって、こ の場合には、指図に参加する全当事者が同意す るものでなければならず(注16)、しかもその 解除の効果は、少なくとも第三者との関係では 将来に向けてのみ法律関係を清算するものであ る。(2)の合意解除による組戻しは、逆向きの新 しい指図であると解してもその法律的処理に差 異はなかろう。

14 依頼人・仕向間と、仕向・被仕向間にそれぞれ委任契約が存し、「組戻し」はそれぞれの解約であると解する見解がある(注17)が、それぞれの委任関係は指図の実質関係であって、指図そのものではない。入金記帳前ならともかく、入金記帳後は、これらの委任を撤回してしまったとしても「組戻し」にならない。す

でに実行された委任事務の効果が原状に復することはない。とりわけ、受取人のいったん取効した権利を剥奪することになるるる記帳の効力くの撤回を、権利を失うことになる者の同意なう。組戻したなり解となっているのは、委任ではなり、指図はないである。また、事柄が解除である以上、が可ないである。また、事柄が解除である以上、が問題ではない。依頼人・被仕向銀行である、事柄が解すればよいのである。本件判旨⑤の「返還されても何等の以たさればよいの意思表示とみるに足るほど明白といえるであろうか。

15 (解約残金払戻請求債権の帰属) 判旨⑥ の「当座勘定解約残金であるから、……Yは本 来正当な権利者に対する支払債務を負う」にい う「本来正当な権利者」とは、預金者以外に誰 がいるのであろうか。かりに、訴外A会社がX 会社との間で、不当利得返還義務の履行の代物 弁済として、当座勘定解約残金払戻請求債権を 指名債権譲渡の方法で譲渡しているといった事 情があれば、このような判旨はむしろ正当であ ろう。しかし、判旨⑤にあるような「返還され ても何等の異議も述べません」という確認書の 文言に指名債権譲渡の意思表示を読み込むこと は不可能に近いといえよう。よってこの判旨⑥ は適切を欠くのではないか。本件では、依頼人 が組戻しを断られた経緯を斟酌しても、依頼人 に、解約残金への権利が帰属しているとみるこ とはできない。

16(相殺権濫用の問題) 本件相殺において は、履行期の到来と債権の同種性についていえ ば、法定の相殺適状にひとまず当てはまると考 えられる。では、相殺権の濫用はなかったとい えるであろうか。ある研究は、相殺権濫用の事 例一般を、①銀行取引約定書の対外効を否定す るために濫用が援用される場合、②相殺権者に 背信的意図がある場合、③相殺権者の先行行為 に矛盾する禁反言的濫用の場合、④相殺権者が 過剰担保を有する場合、⑤受働債権が性質上相 殺に適さない場合の 5 類型に分類する (注 19)。本件は、約定書の規定のために民法が定 める以上の相殺の効力が主張された事例とは異 なるようであるので①ではなく、他に担保があ るにもかかわらず狙い打ち相殺をしたものであ るかどうかは判旨の認定した事実の限りでは不 明であるので②④であるとまではいえず、当座 勘定契約締結時に残金返還債務の訴外A会社へ の現実的返還や相殺禁止を明示黙示に合意して いたとも思われないので③にも当たらず、消費 貸借予約のような行為債務の相殺でもなく、不 渡処分回避を目的とする不渡異議預託金の相殺 の場合とも異なり、相殺によって約定された義務の到達されない場合でもないので⑤にもあれたらないことになる。少なくとも、まれでははあろうが、訴外A会社の倒産原因発生前に、Y銀行が、当該振込みが依頼人の過失ある錯誤に、分よるものであることをも確信せざるを得ない、会社の事情(組戻しの申入れだけではなく、差民とはゆかずとも……差押があればそもそもいまではゆかずとも……差押があればそもそもの訴外系会社に対する不当利得債権を確認する債務名信が成立していたなど)があれば、Y銀行の背に本のような確信があったものとはY銀行にそのような確信があったものとはいえないのではなかろうか。

17 X会社としては訴外A会社の破産申立をし たうえで、管財人をして破産法104条(改正破産 法71条) 2号を援用せしめ、相殺の効力を否定 = 預金の払戻しをさせることがひとまず合理的 な処理であるように思われる。同条同号は昭和 42年改正で導入されたが、その契機となった最 二判昭和41・4・8 民集20巻 4 号529頁、本誌 3号16頁の事案は、Y銀行の取引先Aの支払停 止後に、Y銀行に開設されていたAの当座預金 口座にAの取引先から数口の払込みがあって預 金が成立、Y銀行はAに期限の到来した手形貸 付債権を有していたので、預金を受働債権、貸 付金を自働債権として破産官告前に相殺、とい う事実関係のもとで、管財人Xからの預金払戻 請求が棄却された事例であるが、本件と利益状 況はまったく同様で、Aが破産宣告を受けてい ないという点のみが異なるのである。本件で は、預金債権に差押えがなされておらず、相殺 を制約する要因がない(注20)。

18 (詐害行為としての相殺) 民法424条は援 用できるであろうか。「一般に、既存の義務の 履行たる弁済は詐害行為とはならない - (注 21) と解されているが、この旨は相殺にも適用 されるであろう。しかし、「債務者が一債権者 と通謀し、他の債権者を害する意思をもって弁 済したような場合にのみ詐害行為となるにすぎ ないと解する | (注22) べきであるから、相殺 のすべてが詐害行為と無関係となるのではな い。ところで、詐害行為取消権は、「債務者カ 其債権者ヲ害スル事実ヲ知リテ為シタル法律行 為ノ取消」を求める権利であり、本件の不当利 得返還請求債権者としてのX会社が、取消を求 めることのできる(準)法律行為の主体である 「債務者」は、本件の訴外A会社でなければな らない。ところが、本件相殺は、訴外A会社の 意思によるものではない。訴外A会社は主体と して積極的に関与しておらず、そもそも債権者 取消権が主張できる場面でもないといえるであ ろう。相殺に関して訴外A会社が関与する機会 があったとすれば、それは銀行取引約定書の相殺条項への承諾を与えることであろうけれども、その時点で訴外A会社がX会社を害する可能性はまったく発生していたとはいえないであろう。そのような状況であるにもかかわらず、判旨のような結論を下すとすれば、訴外A会社の債権者のうち、X会社のみを優遇するかのような結果となるであろう。

19 以上のように、本件における X 会社の誤振込は、錯誤無効の主張を許すべきではない場合であり、よって訴外 A 会社の口座におり及立している。 X 会社による組戻請求は、 Y 銀行および訴外 A 会社の同意を得られていないので組戻しは行われていない。 Y 銀行おれていないので組戻したことを知って相殺ら訴外 A 会社が破産しているが、訴外 A 会社が破産しているが、訴外 A 会社が破産しているが、訴外 A 会社が破産したことを知ってはないので破産法による相殺禁止規定は援わってはないので破産法による相殺禁止規定は援わるが、相殺権濫用にも該当せず、 X 会社のいるではない地位にあるものというではない地位にあるものいりによる。よって判旨は失当であり、 X 会社のいう「不当利得返還制度の趣旨を類推適用」する余地もない。

- (注1) なお、判旨に「別段預金の預金債権を代位行使することも可能である」と説示する部分がある。これも相殺の無効を前提にすれば、という趣旨であろうか。なお、このような説示をする以上は、「債権者代位権を行使したのであればともかく、このような不当利得返還請求は認められない」という結論が導かれるべきなのではなかろうか。
- (注2) あくまでも「不当利得」という以上は、法律 上の原因があるような財産増加は返還義務の対象に はならない。
- (注3) 後藤紀一『振込・振替の法理と支払取引』 (信山社出版、1986年)は、受取人の人違いの場合を錯誤無効としつつも、入金記帳後は表意者の重大な過失に基づくものとして無効と説明するとともに(94~95頁)、原因関係上の債務が誤想のものであった場合は過誤入金記帳に当たらないとしている(105頁)。CABRILLAC (Michel). Le chèque et le virement, 5 éd., 1980, Litec, no 376.は、「振込の原因は、依頼人が実行しようとした基本取引に存する。振込に認められる抽象性を理由として、原因の要件は実際上射程を有さない。原因の欠缺または瑕疵は……振込を無効とすることは許されるべきではない」とする。なおop. cit., no 393. しかし同論者も、依頼人の意思表示の瑕疵が無効をもたらす可能性について否定しているわけではない(no 375)。
- (注4) CANARISによるこの区別への喚起につき、 岩原紳作『電子決済と法』297頁 (有斐閣、2003年)。 (注5) 後藤・前掲(注3) 同所。
- (注6) 柴崎暁『手形法理と抽象債務』204頁 (新青出版、2002年)。
- (注7) 当座勘定規定ひな型には、「為替による振込金も受け入れる」趣旨の定めがないが、右第3条第1項は、そのような定めがあるのと同様の前提に立った規定と読める。

- (注8) 入金記帳が意思表示として有する構造の特殊 性についての議論はひとまずおいておく。
- (注9) 幾代通『民法絵則[第2版]』273頁(青林書院、1984年)。
- (注10) 幾代・前掲(注9)265頁。
- (注11) 今井克典「金銭債務の決済とは何か」金法 1702号28~35頁、特に30頁。
- (注12) 福瀧博之「振込依頼の撤回後に実行された振 込みと仕向銀行の受取人に対する不当利得返還請 求」商事1457号63~67頁〔後掲東京地判平成5年の 判批〕66頁。四宮和夫『事務管理・不当利得』232 頁(青林書院、1981年)。
- (注13) 福瀧・前掲(注12)67頁もこの理解に賛同する。
- (注14) 二重欠缺については、四宮・前掲(注12) 233頁。
- (注15) なお、先日付振込みについては、被仕向銀行への振込依頼の撤回通知の到達が振込指定日より前であれば、たとえ被仕向銀行がすでに受取人の預金勘定元帳に入金記帳してしまっていた場合であっても、受取人における預金債権は成立しておらず、振込依頼の撤回は有効に為され得る。「当座勘定元帳は、有価証券のように文言証券性を有するものではなく単なる商業帳簿にすざないから、振込の組戻し等によって真実入金がない場合には、……預金債権は成立しない」大阪地判昭和55・9・30本誌611号38頁。
- (注16) 最一判平成12・3・9本誌1091号12頁。この事例では、仕向銀行が、受取人――同時に仕向銀行との間に当座勘定取引の関係にあった――の不渡処分を回避させようとして、受取人の同意がないにもかかわらず、仕向銀行が受取人の同意を得たものと断言して組戻しを依頼した事例であった。最判の結論は契約法的側面において当然の帰結であるとはいえ、仕向銀行による緊急事務管理等を根拠とする請求を容れる余地が示唆されている。上原敬「判批」銀法21・551号30頁、後藤紀―「判批」ジュリ1202号105頁、片岡宏一郎「判批」銀法21・575号82頁。
- (注17) 松本貞夫『実務内国為替入門』226頁(きん ざい、1995年)。
- (注18) 仕向銀行にはこれを左右する権利はない。依頼人との間の委任契約上の義務として、組戻金の受領事務も委任の本旨に従って実行しなければならない。
- (注19) 石垣茂光「相殺権濫用論と相殺契約に関する 一考察 (二・完)」獨協法学46号182頁。
- (注20) なお、後藤・前掲(注16) 105頁は、仕向銀行が受取人の破産を知って振込取引を受託したような場合には、依頼人に対して問い合わせる義務を負うものと解するが、このような義務違反の効果が意思欠缺を理由とした振込みの意思表示の無効化を意味するのであればそもそも預金が不成立となるであろう。そのような効果が生じないと解したとすれば、被仕向銀行は相殺によって満足を得ることができる一方で、依頼人は受取人にではなく仕向銀行に対する損害賠償を以って資金相当額を回収すべきものということになろう。
- (注21) 奥田昌道『債権総論〔増補版〕』298頁(悠々社、1992年)。
- (注22) 最二判昭和33·9·26民集12巻13号3022頁。

(2004年9月21日稿了)